

# 保護者のみなさまへ 適正就学の取り組みについて

～不適正な入学・通学の防止のために～

大阪市では、不適正な入学・通学を防止する取組みを進めております。

居住の実態のない住所に住民登録の届出をし、本来就学すべき学校以外の学校に入学・通学することは違法となります。もしも不適正な就学が確認された場合は、本来就学すべき学校へ転校していただくことになります。

また、<sup>いつわ</sup>偽りの住所にもとづく不適正な入学・通学は、ルールを守らなくてもよいという誤った認識を子どもたちに教えることになります。

そういうことを防ぐため、保護者のみなさまのご協力とご理解を得て、適正就学の推進に取り組んでまいりました。

一方、大阪市では、平成26年度入学者より小学校及び中学校へ就学する際に、各区の方針にもとづき、受け入れ可能人数の範囲内で通学区域外の学校を希望により選択できる学校選択制を導入し、平成31年度入学者からは一部地域を除き全区の小学校及び中学校において実施しております。

また、相当な理由がある場合は、指定された学校以外へ就学できる指定校変更の制度について、平成26年度より許可事項を拡大し、平成27年度からはさらに許可の事由や期限を緩和し、全市において実施しております。

このような就学制度を公平・公正に実施するためにも、これまでの不適正な入学・通学を防止するという取り組みをふまえつつ、引き続き、適正就学の推進に向けて取り組んでまいります。

保護者のみなさまにおかれましては、適正就学の取り組みについてご理解いただき、引き続きご協力をお願ひいたします。

令和2年12月

**大阪市教育委員会  
大 阪 市 各 区 長**